

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 署 名 委 員
8番 高取 輝昭 委員 9番 今脇 研介 委員
- 4 議 事

○石原会長

議事につきましては、議案第4号から5号につきましてはと、報告案件3号がございます。
 それでは早速議案の方をお開きください。2ページ、議案第4号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受付番号6-5、吉形委員説明願います。

○吉形委員

3番 吉形が、受付番号6-5を説明させていただきます。

土地の所在地	香登本 西石田 472-2	登記地目現況地目共に田	登記面積	20㎡
	香登本 西石田 474	登記地目現況地目共に田	登記面積	1、100㎡
譲受人	香登本▲▲▲番地	●● ●● ▲▲歳		
譲渡人	香登本▲▲▲番地▲	●● ●● ▲▲歳		
譲受理由	増反による			
譲渡理由	耕作不便			
耕作面積	4、381㎡			
家族数	2			

譲受人はこういう百姓をこれから増やしていこうという人なので隣の土地が空いていたので2筆買い足して就農をしたいということです。地図を開いて見てください。香登本の赤穂線の縁なんですけど、福田道から西へ200m位行ったところなんですけど、少し不便なところなんです。そこで今現状ニンニクを栽培しています。これをもっと広げようと考えている人です。

○石原会長

では事務局の方から、調査書の説明願います。

○事務局難波

議案第4号 受付番号6-5 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たして

いると考えます。以上です。

○石原会長

それでは皆様方から、6-5の案件につきまして、ご質問、ご意見があれば頂戴いたします。
特段ありませんか。

ないようでしたら農業委員さんご判断願います。6-5につきまして、許可相当とお考えの
委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

全員ですね。許可といたします。

6-6に参ります。吉形委員続けてお願いいたします。

○吉形委員

続けてそれでは吉形が、説明させていただきます。6-6です。

土地の所在地	香登本 宮山下 953 登記地目現況地目共に畑	登記面積	131㎡
	香登本 宮山下 954 登記地目現況地目共に畑	登記面積	140㎡
	香登本 奥東 955 登記地目現況地目共に畑	登記面積	293㎡
譲受人	畠田▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳		
譲渡人	香登本▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳		
譲受理由	新規就農		
譲渡理由	耕作不便		
耕作面積	0		
家族数	1		

宅地があつてその隣へ3ヶ所畑があるのを引き継いでやりたいとのことです。地図は
見てわかるように香登本953、954、955、3ヶ所くつついたところにそこへ畑にしたいとい
うことです。なんぼか庭みたいにしとるとことあとは畑にするそうです。以上です。

○石原会長

では事務局、調査書の説明願います。

○事務局難波

議案第4号 受付番号6-6 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たして
いると考えます。また本件につきましては今現在住まれている●● ●●さん香登本▲▲

▲番地▲の住宅の売買契約を結ばれており、付随する農地3件の所有権移転となっております。吉形委員よりご説明があったように現況を確認しましたところ人参を始めその他の作物が既に植えられているということで直ちに耕作がはじめられるということです。以上です。

○石原会長

はい、それでは皆様方からご質問ご意見あれば頂戴いたします。

何かございませんか。畑ってということはこれは吉形さん野菜を作るということですか。

○吉形委員

野菜を作ると聞いています。

○石原会長

他にございませんか。

それからもう1点、上の柴部さんはニクを拡大栽培していくという意向があるようですが、●●さんは家庭菜園程度にされるということですか。

○吉形委員

今聞いとるのは家庭でやる程度と聞いてます。

○石原会長

じゃあ特になさそうですので委員さん判断願います。6-6について許可相当とお考えの委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

全員ですね。許可といたします。

○吉形委員

ありがとうございました。

○石原会長

じゃあ6-7に参りましょう。幡上委員説明をおねがいします。

○幡上委員

それでは6-7につきまして、2番 幡上が説明いたします。

土地の所在地 浦伊部 一ノ坪 589 登記地目現況地目共に田 登記面積 924㎡
浦伊部 二ノ坪 639-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 972㎡
浦伊部 二ノ坪 639-2 登記地目現況地目共に田 登記面積 65㎡
浦伊部 三ノ坪 668 登記地目現況地目共に田 登記面積 794㎡

譲受人 浦伊部▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳
譲渡人 浦伊部▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳
譲受理由 増反による
譲渡理由 耕作不便
耕作面積 7,187㎡
家族数 2

場所ですが、地図をご覧ください。250号線沿い松本橋より南側の一角の4筆で、今現在●●●●さんが耕作されております。それを引き継いでということをお願いをしたということで、この後も耕作をしていくということです。説明は以上です。ご審議ご採決お願いします。

○石原会長

それでは、事務局の方から調査書をお願いいたします。

○事務局難波

議案第4号 受付番号6-7 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは、6-7につきまして、ご質問、ご意見あれば頂戴いたします。

幡上委員、同じ●●姓同志からの権利移動となっておりますが、それまでの契約ってどうなっていたんですか、合意解約もないけど。

○幡上委員

そのまま耕作してもらってるのでそのまま耕作ということ。

○石原会長

わかりました。

他にございませんか。

それでは6-7ご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。はい、許可といたします。

続きまして6-8に参ります。23番 花岡委員説明願います。

○花岡委員

6-8について、23番 花岡が説明いたします。

土地の所在地 穂浪 小丸東 1134-1 登記地目畑 現況地目田 登記面積 461㎡

譲受人 穂浪▲▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 横浜市港南区下永谷▲丁目▲番▲▲号 ●● ●● ▲▲歳

横浜市旭区今宿▲丁目▲▲番▲▲号 ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 増反による

譲渡理由 耕作不便

耕作面積 637㎡

家族数 1

譲受人は10年ほど前から穂浪と京都の2拠点生活をしており、隔週で穂浪に帰ってきて夫婦で2筆の畑で野菜作りをしております。この土地は非常にそしきなんかが生えていて放置されたままなので、この度話がまとまって購入することになりました。ご夫婦で生活されていますが、近々当地に完全移住しようかと考えておられます。県北に100歳を超えたお母さんがいらっしゃるのです。そういったことへの対応も出来ればとご主人が仰っていました。

場所が4°-ジ市バス木生バス停から北西に約200mのところにあります。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご意見賜りますようよろしく願います。

○石原会長

それでは、事務局から調査書の説明願います。

○事務局難波

議案第4号 受付番号6-8所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは、6-8につきまして皆様方からご質問、ご意見あれば頂戴いたします。

ございませんか。ご判断願います。6-8につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。はい、許可といたします。6-9に参りましょう。信宮委員お願いします。

○信宮委員

1番 信宮が6-9について説明させていただきます。

土地の所在地 鶴海 大坂 3080 登記地目畑 現況地目宅地 登記面積 224㎡

譲受人 浦伊部▲▲▲番地▲小橋ヒルズ▲▲▲ ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 和気町衣笠▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 増反による

譲渡理由 耕作不便

耕作面積 7,627㎡

家族数 1

譲受人は京都府の出身で備前市に来られたのは、三国の地域おこし協力隊として来られ、三国でぶどうを栽培されておられました。その後3年経過して地域おこし協力隊も終わって佐山で病気になられた方の後を受けてぶどうを栽培され、鶴海でもぶどうを栽培されているという状況です。地図の方見ていただきますと、真ん中より少し上の方に斜めに走っております県道の39号線、備前牛窓線の左の方に鶴海のバス停があります。そこから南へ400mほどのところになります。西善寺というお寺の前を通過して少し東によったところになります。この土地は倉庫が建っております。以前から●● ●●さんという方が農業倉庫として届を出しておられて宅地となっております。●●さんが亡くなられて娘さんの●●さんが相続されています。この度は倉庫だけでなく●●さんの家も購入されるということで、家のすぐ前に農業倉庫がある状況です。農業倉庫の写真を見て回転させていただくと上に緑の植木を植えた家があると思います。そこです、そのすぐ前です。簡単ですけど以上でございます。

○石原会長

それでは、事務局から調査書の説明願います。

○事務局難波

議案第4号 受付番号6-9所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。また信宮委員の補足となりますが、本件は宅地となっておりますが、こちら農用地区域内の農振地となっておりますが、農用地等整備促進計画書、農振地の指定をされてるんですが、平成23年に調製を行っておりましてそちらの書類の中でも農業用施設のある農振地として整備をされております。このことから現況地目が宅地となっていることを申し添えます。以上です。

○石原会長

それでは、ご質問、ご意見あればお伺いします。はい、高取委員。

○高取委員

今の宅地の説明でわかったんですけど、これ何に使うんですか。

○信宮委員

譲受人はぶどうを佐山で収穫されております。そこで病気になられた方の倉庫というか作業場を借りておられます。今年いっぱいはその場をお借りしているという状況ですが、この度自宅の前に作業場とする農業倉庫が見つかったということでこちらの方へ来られるということになっております。

○石原会長

よろしいでしょうか。

その他ございませんか。ではなさそうですので、6-9についてご判断ください。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。はい、許可といたします。

それでは6-10に参ります。植田委員説明願います。

○植田委員

6-10について、26番植田が説明させていただきます。

土地の所在地 日生町寒河 上ノ山 1014-2 登記地目現況地目共に畑 登記面積 444㎡
日生町寒河 上ノ山 1014-3 登記地目現況地目共に畑 登記面積 366㎡
日生町寒河 上ノ山 1014-5 登記地目現況地目共に畑 登記面積 159㎡

日生町寒河 上ノ山 1269 登記地目現況地目共に畑 登記面積 1065㎡
日生町寒河 上ノ山 1271 登記地目現況地目共に畑 登記面積 1301㎡
日生町寒河 上ノ山 1279 登記地目現況地目共に畑 登記面積 253㎡
日生町寒河 狐岩 1804-1 登記地目現況地目共に畑登記面積 65㎡
日生町寒河 狐岩 1804-2 登記地目現況地目共に畑登記面積 55㎡

譲受人 日生町寒河●●●●番地● ●● ●● ▲▲歳
譲渡人 ●● ●● 亡くなられて弁護士さんが相続管理人となっております。
譲受理由 新規就農
譲渡理由 耕作不便
家族数 1

地図をご覧ください。上ノ山は山の傾斜地でずっと以前から耕作しておりません。1279番地は民家の下にあるんですけどこれも長いこと耕作しておりません。それから1804-1と1804-2はJR赤穂線のトンネルの真上にあるんですが250号のすぐ脇にあります。こちらも以前から耕作しておりません。これは草刈り等は隣の民家の方がされていて何も植えていません。その上の地図の方はほとんど林と言っていいほど何も無いような状態です。譲受人に聞いたんですけど草でも刈っておこうかなという感じでしたが、上ノ山の方はほとんど山と言っていいような感じです。以上です。ご審議の方よろしくお願いたします。

○石原会長

それでは、事務局から調査書の説明願います。

○事務局難波

議案第4号 受付番号6-10 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。なお、ゼンソンの地図上に墓地の記号がありますが、1271番地ですね、現地を確認をさせていただきますと無縁仏としての公告看板がされており、もうすでに撤去済みでありました。他の農地につきましても原野化とは言えず休耕地として整備されているような状況を現認をさせていただいております。以上です。

○石原会長

それでは、6-10につきまして、皆様方からご質問ご意見頂戴いたします。

事務局にお尋ねします。今植田さんが説明していただいたんですけど、現況耕作していない、今後耕作する意向も感じられなかったのですが、3条の案件として耐えられますか。

○事務局難波

譲受人については農地も持たれていない、農機具も持たれていないような方でして、実際これだけの田んぼを及び現地を確認しますと、即座に農地として供するような状況ではない場所も複数筆ありました。

しかしながら計画では地区の方の指導を仰ぎながら少しずつは携わっていきたいと意志がありましたので今回の審議として挙げさせていただいております。

○石原会長

はい、では計画は一応ぼつぼつでも携わっていくという意向は出ているということですね、3条の場合は事業計画を出されていませんから。まあ、そういうお含みがあつたようで皆さん、他にございませんか。なさそうですか。6-10についてご判断ください。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ではないですが、多数決でほぼということでは、許可といたします。
それでは6-11に参ります。高取委員説明願います。

○高取委員

6-11、高取が説明させていただきます。

土地の所在地 吉永町神根本 大町 567 登記地目現況地目共に田 登記面積 991㎡

譲受人 吉永町神根本▲▲▲番地 ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 赤磐市桜ヶ丘東▲丁目▲番地▲▲▲ ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 増反による

譲渡理由 耕作不便

耕作面積 6,573㎡

家族数 2となっておりますが、母親がおりますので実際は3人です。

位置につきましては吉永から三国に通じる県道沿いの神根駐在所から西へ100m、目印は神根神社入り口の鳥居です。農業委員になってこの付近は3件目の案件で直近では今年の11月の申請地、北の3条移転です。譲渡人は若いころから実家を離れ、令和2年父親の死亡により財産を相続、農業経験、後継意志はなく、既に実家及び農機具は処分し、55aにつきましては私の属する組合で水稻、残りは15aですけど放棄地で管理困難ということで処分の話は2年ほど前から耳にしておりました。この案件につきましてはありのまま説明させていただきます。今回譲受人から相談を受けた時所有農地の有効利用、管理が出来ていないのに農地が必要なのかなど本人から聞きたい内容を事前にまとめ、手続きに来た時に手渡

し後日徴収しました。経過等につきましては、対応等について真意は相談させていただきました。本日どこまで話すか考えましたが、現状を知っている方から見れば何でもこのような人が取得できるのかと言われかねないので、ありのまま説明します。譲受人は9年前に転入し、住居、農地を取得、自然農法というか、無農薬栽培で、耕作地を見た人からはいろいろな声が聞こえてきます。直接影響はないため誰も口には出さず、まあ、無視しているような状況です。現状について水田について周囲1.5mほど残したようです。残しておる根拠はないらしいですが、全面に草が多く生育が悪く、残した周囲の草刈りや畦の草刈りは放置して早い時期からイシに荒らされると、隣地は私の組合の耕作地で被害を被っている状況です。防護柵も壊されても放置、ネットが破れても長年張替えもせず、大事な時期に被害が大きく収量は少ない。昨年も20aの水田で約半分近くは被害で、刈り取りもしていない。収穫も好転もせず、田植え前に農地不全を理由に市から草刈り機を借り、耕耘と代掻きは1回で済ませ、水持ちも悪く、当然草も多い状況です。農業に取り組む意欲は感じれないし、努力しないなど、全く良いところがない。

(笑い声)

実際のことですから、増収目的ではありますが、先程言うた周囲は残さずに全面作付けで取得面積分はカバーできるし、管理をするくらいは増収を計りよるということで取得理由とすれば非常に弱い。更に申請地の両側に所有地があり、一体的理由も遊休地があり、理由にならない、ということで取得地は水稻を計画しているので現状と同じような水田と管理できない農地が増えるのが確実であると思います。取得理由にならないとは伝え、栽培方法には口を挟まないけど、農地の有効利用と管理の改善策を出させ、新たな農地を含めた増収を計ることを約束させました。実行の保証はないが私が毎日巡回しており、本人も耕作地の写真撮影をされているのを見ているので監視されているのは十分知っていると思います。申請地は私の組合が耕作しておりましたが、区画整理や周辺の状況が放棄等ありまして、撤退するにはよい機会になったと思っております。今日、許可になった場合は遊休地は確実です。取り合えず取得に向け、農業委員として取得に向けてできる指導はしたのであとは皆さんの判断をお願いします。なおその後はネットはすべて撤去し、メッシュは一旦取り外し、この連休に整備したことは確認したし、それから有効利用されていない農地についても雑穀等の除去、今まで市から草刈り機を借りて刈っていましたが、今回は自ら草刈りをするなど確認をしておりますので、改善しつつありますのであとはご審議のほどお願いします。

○石原会長

詳細にわたって説明いただきました。ありがとうございました。

○高取委員

個人としては認めたくない。

○石原会長

その辺の感情は入れんように、皆さんお願いします。では事務局お願いします。

○事務局難波

議案第4号 受付番号6-11 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。なお、本件につきましては高取委員から案件が出る前に相談を受けて取得に向けてあまりポジティブではないような印象を見受けられているようで何かしら対応が出来ないかと相談を受けました。農地法第3条第2項第1号に全部効率利用という項目があるのですが、こちらの方で適正に管理が出来ていないのではないかという疑問を窓口でさせていただきました。今述べられたように代掻きをされたりとか、農地の畦から1mセットバックして農地を農業に供しているというところからも全部を適正に効率的に利用されていないという判断に至らないのかなというやり取りをしたのは記憶に新しいところです。その懸念についても高取委員にお伝えして今回確認書を一度納得されたような形で高取委員にサインしていただいたような形で3条が整って事務局の方に提出されました。そこで各号の方を審査しましたが、唯一引っかかりそうな第2項第1号の方もクリアされているという整理になりましたので本案件としてあげさせていただきました。また、説明がありましたようにこちらの農地、神根米麦作組合の方で管理をされていたようですが、本件が不成立の場合は耕作放棄地になる可能性が高いということですので、公平に全委員さんに諮っていただきたいと考えます。以上です。

○石原会長

では、6-11について皆さん方からご質問、ご意見頂戴いたします。

特にありませんか。まあ、あの高取委員が活動記録簿になんぼでも書くような案件ではありません。活動記録に高取委員はしっかり書いて提出すれば度数が上がっていくと思われる案件です。しかしながら相当ネガティブなご意見ですが、最後お聞きしてこのようなご指導をしたと高取委員が仰っていたのでそのような方向で行っていただければ、先程事務局が仰られたようにこれが通らなければ耕作放棄地になるという可能性大ということですのでその辺りで皆さんご判断いただければと思います。6-11についてご判断ください。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○事務局難波

10人なので議決を有する者13人、会長除いて12分の10ですね。過半数超えています。

○石原会長

過半数超えていますので許可といたします。

○高取委員

あの、許可にならなったら農業委員辞めようかなあとと思って、後どう考えるかなあと思
って。ただ今まで取得した農地でも実際耕作してない農地もかなりあるんです。私の担当
地域で。地目上畑となっていますが、そこが竹林になってしまって防護柵が出来ずに私の
組合で柵を張るくらいしか出来てないんですけどかなり被害があるんです。そういうこ
とをいろいろ話して出来ることはしてくれということをお願いしていますのでなんかあつた
らまた市の方へ言います。取り消してくれて結構です。

○石原会長

活動記録簿へもしっかりお願いします。じゃあ、通りましたので次へ参りましょう。

6-12高取委員お願いします。

○高取委員

6-12引き続き高取が説明いたします

土地の所在地	吉永町高田 中垣内 1127	登記地目	現況地目	共に田	登記面積	2012㎡
譲受人	吉永町高田▲▲▲▲番地	●● ●●	▲▲	歳		
譲渡人	東片上▲▲▲▲番地▲	●● ●●	▲▲	歳		
譲受理由	増反による					
譲渡理由	耕作不便					
耕作面積	7,005㎡					
家族数	2					

八塔寺川ダムから300mほど下流の地点で、この付近は今年になって3件目です。譲渡人は
申請地に父の実家があり財産を相続したが、実家は空き家になりかなり経過しており、祖
父母の墓参りに訪れるだけで管理に困り、空き家、山林等は処分し、今回手続きとして残
っていた農地を処分するものであります。この地区は南谷地区と言いますが離農が進ん
でおり、水稻耕作者は現在で3戸で内1戸は地区外居住の親族が耕作しております。残りに
ついては上森の耕作者が水田として管理しております。譲受人は長年農地を守って来まし
たが、農機具、経験ともあり、農地も管理されており今回の取得による規模拡大について
特に問題はありませぬ。以上ご審議願います。

○石原会長

はい、では事務局の方から調査書をお願いします。

○事務局難波

議案第4号 受付番号6-12 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。なお、多分皆さん疑問に思われたであろう吉永町高田1130-1、16㎡につきましたは現況は井戸となっておりまして畦上であることと、農業用に供するために設置されたものと水利であることから、本件3条の案件として出させて頂いております。以上です。

○石原会長

それでは6-12、ご質問、ご意見あれば頂戴いたします。ありませんか。特になさそうなのでご判断願います。6-12について許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

はい、今度は全員です。許可といたします。

続きまして5ページをお開きください。議案第5号農地利用集積計画を定めることにつきまして、市長の方から諮問を受けております。その詳細が6ページから9ページまででております。何かお気づきのことがございましたら仰っていただければと思います。

はい、高取委員。

○高取委員

6-18●●さん言うたら市の0Bの方ですかね。

○石原会長

6-18●●●●さん、市の0Bですね。

○高取委員

今まで農地を借りる側じゃったのに、自分の農地を出すこともあるんですね。

○石原会長

え-とね、多分これ位置的な関係でこの●●君もすぐ近くで大規模にやってるんですよ、だから多分やっちゃらあということにだったんじゃないかなと思うんですけど。

○高取委員

今まで受ける側で案件が出とったんで。それから6-23再設定になつとるけど、前回の時

どうなとったかなあ、と思って。

○事務局難波

今日それを説明しようと思ってまして、更新と再設定と新規は別にさせてもらってますけど、更新と再設定の違いは更新は同一のものでまた期限を延長して設定するもので、期間が空いたり借受人が変更になった場合を再設定という項目で設定をさせていただくようになっていきます。システムの都合上⁶分けとしてはそのようにさせていただいています。同一耕作者で延長の場合は更新、再設定は期限が変わるか借受人が変わる場合ということになります。以上です。

○石原会長

いいですね。

○高取委員

それから9ページ6-37前回の時社協が利用権を設定する者になるんかということで質問したら、成年後見人ということで説明をされて、今回そのように書いてもらって非常に助かります。以上です。

○石原会長

はい、●●君の案件でしたね。その他ありますか。

例えば僕ずっと眺めて見よって協力隊で今OBになっていますけど日生のこの案件、●●君の案件3年8ヶ月果樹をリースやるんですけど期間短いのはもう少し長い期間貸してもらえなかったということですかね。もっと長い方がいいかなとおもったんだけど、果樹だったら。どうせやってくれるんだろうから。

○事務局難波

そうですね、すみません。窓口で聞ければよかったんですけど性質上長い方が適正かと思うんですけど双方の納得で、特に持たれている方が高齢でもありますので期間を短くられたのかなというところの推測にしかできません。

○石原会長

はい、わかりました。他に何かお気づきのことありませんか。

はい、それじゃないようでしたら、これは承認案件ですので皆さんご承認いただけますでしょうか。

はい、の声

○石原会長

はい、じゃあ承認されました。

続きまして、10ページからは相続の届ということで

大内の案件、麻宇那の案件、穂浪の案件、蕃山の案件、日生、吉永の案件でございます。

何かこの担当地区の方でご意見仰りたい方ありますか。特にありませんか。あつせん希望はこの度は出ておりません。

はい、なければこのような相続の届け出があつたんだということをお知り下さい。

以上を持ちまして今日のご審議終わります。ご協力ありがとうございました。

6. 閉 会

7. その他(要約)

- ・農業委員会の次回開催日について
- ・タブレットの操作について
- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員名簿のホームページ公開について

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員 8番 高取 輝昭 委員
備前市農業委員会委員 9番 今脇 研介 委員